

特定者間完結型ガイドライン パブリックコメントの結果について

通番	頁	記述、定義等について	指摘事項の概要	指摘事項への対応
1		ガイドライン全体について	<p>国際的なカーボン・オフセットは、日本国内での温室効果ガスの排出総量を削減することにつながらず、日本を低炭素社会へと変革する機会を自ら失うことにつながる。まずは自らの排出行動を抑制し、見直すことで排出削減の努力をし、そのうえでどうしても削減できない排出量についてのみ、国内に限ってカーボン・オフセットを行うべきである。</p>	<p>カーボン・オフセットは自主的な取組であり、消費者、事業者等がオフセットを通じて任意で資金提供を行うものです。海外で実施される排出削減・吸収事業への資金提供により、特に発展途上国における気候変動対策だけでなく開発の副次的便益(コベネフィット)をもたらすことにつながるため、海外への資金提供を通じたカーボン・オフセットについても意義がある取り組みと考えています。国内の排出削減・吸収事業については、環境省でオフセット・クレジット(J-VER)制度を創出し、国内の排出削減・吸収事業への資金提供によるオフセットの取組についても促進しています。</p>
2		ガイドライン全体について	<p>第三者が介在しない取引を「特定者間完結型カーボン・オフセット」と位置づけるのならば、常にその品質についての疑問が付きまといかねない。特定者間完結型カーボン・オフセットについても、市場流通型カーボン・オフセットと同水準の品質を確保すべき手段を講じるべきであり、第三者による品質確保及び管理を義務付け、信頼性を担保すべきである。検証コストが割高となることが懸念されるが、日本の総排出量を確実に削減していくためには不可欠の手続きであろう。</p>	<p>市場流通型のクレジットを使ったカーボン・オフセットは、気候変動対策認証センター(4CJ)により第三者認証制度が運営されています。特定者間完結型の取組については、排出削減・吸収量の算定や消費者への情報提供が不十分であったり、あたかも市場流通型のような誤解を招く恐れのある取組みが散見されるため、消費者保護の観点からガイドラインを作成し注意点を明記しました。しかし、特定者間完結型には、消費者の手に渡らない公的機関どうしの取組や、市民が自ら参加するような取組みも含まれることから、こういった活動の信頼性を確保するためのポイントについてもガイドラインにおいて示し、透明性のある取組みを推し進めていただきたいと思います。</p>
3		ガイドライン全体について	<p>日本全体での排出量削減策を包括的・体系的に作成し、その中において特定者間完結型カーボン・オフセットを位置づけるべきである。 現在日本国内では排出量取引、地球温暖化対策税、そしてカーボン・オフセットなど、さまざまな気候変動対策が個別に話し合われている。多くの対策を効率よく組み合わせるためには、日本が国として排出量をどのように削減していくのか、その全体像をまず共有してから、個々の方策を議論して然るべきである。</p>	<p>京都議定書目標達成計画や、2020年に温室効果ガスを1990年比で25%削減するという中期目標を達成するための「チャレンジ25」において、カーボン・オフセットは国民運動として位置づけられています。環境省では、これまでカーボン・オフセットの取組みの信頼性を確保するための各種ガイドラインを整備してきました。本ガイドラインは、特定者間完結型カーボン・オフセットの取組における注意喚起を目的として作成されたものであり、日本の環境政策については、別途環境省の専門委員会等で議論が進められているところです。</p>

特定者間完結型ガイドライン パブリックコメントの結果について

通番	頁	記述、定義等について	指摘事項の概要	指摘事項への対応
4		ガイドライン全体について	特定者間完結型カーボン・オフセットに参加する対象は、地方自治体などの公共性の高い主体は除き、小規模事業主や個人など、市場流通型カーボン・オフセットへのアクセスの機会がなく、システムになじまない主体に対してのみ、対象を限定すべきではないか。	カーボン・オフセットは自主的な取組みであるため、参加する対象が限定されるものではありません。日本に普及している市場流通型の大半は、消費者が手にすることができる商品・サービスであることから、消費者に向けて商品・サービス等を販売したりオフセットしたとPRするような事業者（小規模事業者を含む）は、第三者認証ラベルを取得し、消費者への信頼性の確保と情報提供の透明性を確保することが推奨されます。
5		ガイドライン全体について	地方自治体などには特定者間完結型カーボン・オフセットによる排出量減を「削減した」とみなし、排出削減量として報告・公表しているところもある。これは、特定者間完結型カーボン・オフセットには、環境省が想定している「補完」以上の役割を担っていると考える。第三者が介在せず、信頼性や品質の確保・管理を二者に任せるのであれば、地方自治体などの削減量として公表するのは問題があるのではないか。	地方自治体の排出削減・吸収量の報告においては、条例等で定められたルールに則り報告されていると考えられますが、排出削減・吸収クレジットとして販売されたものを二重にカウントし、地方自治体や事業者の排出削減・吸収量として報告している場合はダブルカウントとなります。ご指摘を踏まえ、ガイドライン第2部2.(5)では誤解がないよう注意点を図にて追記しました。
6		ガイドライン全体について	森林整備・保全による吸収事業を特定者間型カーボンオフセットの対象とする場合、現行のJ-VERに適用されているベースラインをゼロとするGross-Net方式を用いて、かつ京都議定書における日本向け特例である割引率ゼロを踏襲して吸収量全量を吸収と算定することは、森林整備・保全活動による追加的森林吸収量を過大に評価することとなる。又、他の排出とのオフセットを認めることは実際は排出を増加させる結果をもたらす可能性がある。さらに日本における森林の林齢構成の老林齢化によって森林全体としての収支がNet-Netベースでは排出になるかという状況において個別の整備・保全事業の対象林分の吸収量のみを評価するということは適切とは思えず、今後の取り組みにおいて森林整備・保全事業をオフセット対象の吸収事業に含めることは適切ではないと考える。	オフセット・クレジット（J-VER）制度の森林管理プロジェクト（R-001～003）で発行されたクレジットは自主的なカーボン・オフセットに用いることを目的としたものであり、京都議定書目標達成計画における吸収量（RMU）の目標3.8%の達成に貢献する効果が期待されますが、京都議定書目標達成計画の目標達成にJ-VERが直接的に反映されるものではないので、ダブルカウントによる過大評価等の問題は生じません。

特定者間完結型ガイドライン パブリックコメントの結果について

通番	頁	記述、定義等について	指摘事項の概要	指摘事項への対応
7		「特定者間完結型カーボン・オフセットの位置づけ」について	市場流通型カーボン・オフセットの場合、厳密な「品質」が確保されている反面、海外クレジットを使う事例が多いためオフセットする側と削減する側の二つの結びつきが希薄である。一方、特定者間完結型カーボン・オフセットは、「品質」に疑問符がつくものがあることも事実だが、オフセットする側と削減する側の二つの結びつきが強いために、幅広い多面的な機能の周知を考慮しながら地球温暖化防止機能の重要性を普及啓発する取組が可能であると考えます。	前述のとおり、環境省ではJ-VER制度を構築し、国内の排出削減・吸収事業から生成されるクレジットの第三者認証制度の構築を支援してきました。市場流通型においても、今後は国内のクレジットによるオフセットにより、地域に根ざした事業への資金提供につながることを期待されます。更に、特定者間完結型カーボン・オフセットについても、本ガイドラインにより適切な取組みの普及を促進したいと考えています。
8	p.2-3	「特定者間完結型カーボン・オフセットの位置づけ」について	第3項図3にて、「特定者間完結型カーボン・オフセットの位置づけ」が記載され、第2項で、「市場流通型のクレジットを使い、適切なオフセットであることを第三者が確認し認証ラベルを取得しているものが望ましいオフセットの取組みです。」と表現されています。この表現は、特定者間完結型カーボン・オフセットが望ましくない取組方法であるとの認識を与えかねません。比較表現をされるのであれば、市場流通型、特定者間完結型のそれぞれのメリット・デメリットを明示する事が望まれます。	環境負荷を軽減しているとPRする以上、排出削減・吸収量の算定方法が妥当であり、クレジットを何度も販売するような詐欺行為がないか第三者が確認している第三者認証ラベルの取得を推奨しています。特定者間完結型の取組については、低コストであり取組やすいというメリットがある一方で、市場流通型のように削減量の確かさについて第三者が必ずしも確認した訳ではないという点について、当事者間または消費者にきちんと確認、明示し透明性を高めることが望ましいとと考えています。
9	p.4	適切なカーボン・オフセットの取組み	第4項「適切なカーボン・オフセットの取組み」表1に「「認証基準」のポイント」が挙げられており、「「認証基準」に基づき認証されたカーボン・オフセットの取組みは、第三者認証ラベルを貼りその活動が適切である(後略)」と記されております。しかし、現在第三者認証ラベルが付与された取組の中には、その取組の適切性に疑問があるものも見受けられ、厳格な対応が必要であると考えます。例えば、排出量の認識、削減努力が定性・定量的に測ることができていない等の問題があると考えます。	環境省では、さまざまなカーボン・オフセットの取組に関する信頼性を構築し、カーボン・オフセットに対する認識の向上、取組の促進、公正な市場の形成に資するため、第三者認証機関による認証基準を策定したところです。そのため、第三者認証ラベルの審査では、専門家により詳細な取組みを確認しているもので、排出量の認識、削減努力等を行わない事業者はラベルを取得できません。認証された取組においては、販売する商品自体に、気候変動対策認証センター(4CJ)の認証ラベルとウェブサイトを明記するとともに、詳細については、4CJウェブサイト及び販売事業者等のウェブサイト上に必ず明示し透明性をはかることとなっています。認証ラベル取得企業のなかには、別途法律においてその取組みを報告するよう義務付けられているものもあるため、そういった特例の措置についても4CJウェブサイト上で詳細を掲載し透明性を確保することとしています。

特定者間完結型ガイドライン パブリックコメントの結果について

通番	頁	記述、定義等について	指摘事項の概要	指摘事項への対応
10	p.6	図6、市場流通型カーボン・オフセットに用いられるクレジットの種類	環境省の第三者認証ラベル対象が市場流通型となっているが、ここは国の制度である「温室効果ガス算定排出量等の報告の調整に用いることができるクレジット」としたほうが消費者にわかりやすいのではないかと。「1トンの価値をお金に換算して取引できる品質」や「クレジットを二重発行しない仕組みがある」と説明しても一般の消費者（お客様）には全く理解できない。	カーボン・オフセットはあくまで自主的な取組であり、第三者認証ラベルの審査において適切かどうかという視点で市場流通型のクレジットが特定されています。このため、国の異なる制度である算定報告公表制度と混同する表現は避け、オフセットに使用できるクレジットを特定する理由として「品質」「二重発行しない仕組み」と説明しました。本ガイドラインは、特定者間完結型の取組を行う地方自治体や事業者を確認していただきたいポイントを明記したため、消費者への表示の際は、消費者の誤解を招かないよう明記していただければと思います。
11	p.8	②. 排出削減・吸収活動から直接クレジットを購入すること	p.8、2～9行目にある「環境省指針のいう、～ 表示は望ましくありません。」という表現は、「オフセットには品質の担保されている「市場流通型のクレジット」を使用するのが望ましい。市場流通型以外のクレジットを用いる場合は、クレジットの品質が担保されていないので特定者間完結型とし、第三者譲渡や、そのような誤解を与える表示をしないこと。」と明確に表現したほうがオフセットの信頼性は高まると考える。	ご指摘を踏まえ、特定者間完結型のクレジットは、第三者に譲渡できない点についてガイドライン第1部2.(2)②にて明記しました。
12	p.17	(5) 排出削減・吸収価値の帰属について	特定者間完結型は、CSR活動にしか使えないという次のような文言を入れるべき。「販売者は、当該クレジットは国の温室効果ガス算定排出量等の報告の調整に使用できないことを購入者に説明する。購入者は、当該クレジットは国の温室効果ガス算定排出量等の報告の調整に使用できないことを認識して広報活動をする。」自主的な排出量公表のバウンダリーについての規定はありませんが、少なくとも国の報告制度との齟齬が発生しないような相互確認は必要ではないか。	ご指摘をふまえ、特定者間完結型クレジットの用途については、第2部、2.(5)に表7に追記しました。
13	p.19	図12募金を募る際の参加証の表示例	「参加証」の表現は、非常に適切と考えます。募金・寄付は「カーボン・オフセット証書」とはせず、「参加証」とすると注意点等に加えるべきです。	カーボン・オフセットの資金提供者に渡す「参加証」や「証書」は、提供するサービスによって名称は任意で明示していただければよいと考えています。ただし、それらが転売できるような価値があると誤解を与えることがないように表示することが、消費者保護の観点から重要であると考えています。第2部、3.の記載例に示した証書には価値がないことを明示し消費者の誤解を招かないよう周知いただきたいと思っております。

特定者間完結型ガイドライン パブリックコメントの結果について

通番	頁	記述、定義等 について	指摘事項の概要	指摘事項への対応
14	p.20	図13証明書	市場流通型のクレジットではないので、購入者の誤解を防ぐためにも特定者間完結型取引の証明書には、「このクレジットは日本国の温室効果ガス算定排出量等の報告に使用することはできません」と明記すべきです。	ご指摘をふまえ、特定者間完結型クレジットの用途については、契約時に確認いただくよう第2部、2.(5)に表7に追記しました。